

議案第119号

市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例及び入間市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和2年11月25日提出

入間市長 杉島理一郎

提案理由

市長、副市長及び教育長並びに一般職の職員の期末手当の支給割合を国家公務員に準じて改定したいので、この案を提出するものである。

市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例及び入間市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例（昭和45年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

第2条 市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

(入間市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 入間市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第4条 入間市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年6月1日から施行する。